

第3章 吹田市における各事業の実施体制について

(1) 相談支援事業

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談について、介護、障がい、子供、生活困窮等の各分野の相談室課が相談者やその世帯の世代や属性を問わず、一旦は受けとめてから専門分野の室課につなげる等の支援を検討することで、世帯の課題を見落とさない包括的な相談支援体制を構築します。

また、地域の相談窓口として吹田市社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等がお話を聞きします。地域の相談窓口は、受けとめた相談内容に応じて適切な専門機関等へつなぎ、問題の解決に向けたサポートをします。

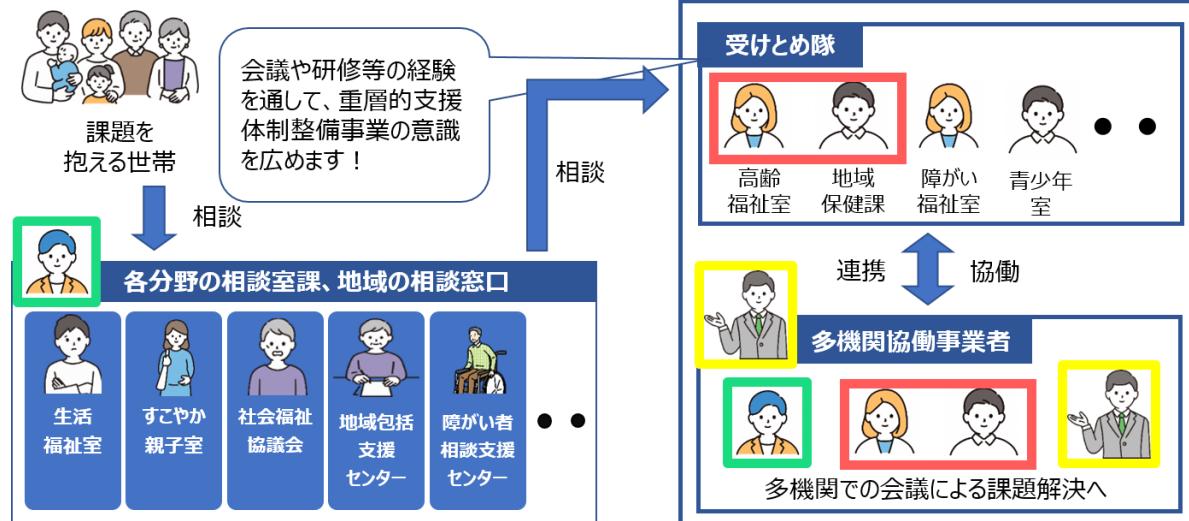
①受けとめ隊

相談者の相談内容から課題が複雑化・複合化していることが判明し、相談先の室課や支援機関（※1）のみでは対応が困難な場合や既存の連携体制で対応できるか判断に迷う場合は、各室課に配置されている受けとめ隊に相談します。

受けとめ隊は、各室課や支援機関との連携方法を一緒に検討し、必要に応じて相談内容を多機関協働事業者（7ページ参照）へつなぎます。また、様々な機関による支援検討の現場を知るため、担当の支援者と一緒に会議に出席する他、重層事業にかかる府内研修等にも出席します。これらの取組により連携意識の醸成を図り、受けとめ隊を通して府内における重層事業の周知・啓発及び連携スキルの向上を目指します。

受けとめ隊は福祉部局のみならず複雑化・複合化した相談に関わる複数の室課に配置し、事業の浸透状況や関連度合いを見ながら段階的に更に他の室課への配置も検討します。これにより各室課と支援機関の連携強化を図ります。

【図5 受けとめ隊による支援連携】



※1 「支援機関」

必要に応じて対象者にサービスや支援を提供する機関。ここでは特に「吹田市の組織以外の外部機関」という意味として用いています。

②多機関協働事業者と3つの会議

包括的な相談支援体制の中で受けとめた相談のうち、既存の連携体制や相談先の機関のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケース等については、受けとめ隊からの相談を受けた多機関協働事業者がその都度関係機関を招待して会議を開催し、組織的に課題の解決にあたります。

多機関協働事業者は、ケースの調整役を担い、関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等により重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めます。

なお、本市では重層事業において、目的が異なる3種類の会議体を設置します。

<p>重層ミヤクミヤク会議</p> <p>(支援が多機関の支援者たちや地域に脈々と受け継がれていくようにという意味を込めています。)</p>	<ul style="list-style-type: none">■本人の同意のもと、個人情報を共有した上で複雑な課題を解きほぐし支援プランを策定。また主担当となる室課を設定。■支援機関等は支援プランによって決められた役割に基づき所管室課とともに支援を実施。■多機関協働事業者が担当する「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「参加支援事業」についても必要に応じて検討。
<p>重層プレミヤクミヤク会議</p> <p>(支援が脈々と受け継がれるために先立って準備ができるようにという意味を込めています。)</p>	<ul style="list-style-type: none">■本人の同意が得られないケースに対して、構成員に守秘義務を設けた上で個人情報を共有。■将来的に複雑な課題に発展する恐れのある「潜在的相談者」の確認や支援につなげるアプローチの検討を実施。■庁内組織や支援関係機関へ向けた学識経験者等による研修を実施し、重層事業の理解促進や判断スキルの向上等を目指す。
<p>重層井戸端会議</p> <p>(気軽に集まって会話ができるようにという意味を込めています。)</p>	<ul style="list-style-type: none">■特定の個人についてではなく、課題の複雑化・複合化等により対応が困難なケースに対して、関係室課に気軽に助言等をもらう場。■重層事業を活用した全庁的な連携イメージや支援の終結点を共有することが目的。■必要に応じて重層ミヤクミヤク会議の出席者の選定やアプローチの方向性を検討し、その後の対応が円滑に進むよう調整。